

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成26年11月19日（水）午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員（五十音順）

出原晋一郎委員，斎藤和好委員，佐藤由美子委員，早田久子委員，南條雅彦委員，野口正行委員，樋口正行委員，福岡典子委員，三木健一委員，水田美由紀委員，山崎まさよ委員，横田都志子委員

2 オブザーバ

細木明久事務局長，今田勝己事務局次長，紀太哲夫首席家裁調査官，高田晃由首席書記官

3 事務担当者

池田誠総務課長，小川満会計課長，木村康伸総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員挨拶

4 委員長に山崎まさよ委員選出，委員長により副委員長として出原晋一郎委員を指名

5 意見交換等

「若年層を対象とした家裁の役割等についての広報の在り方」をテーマに，別紙のとおり意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

（1）次回の開催日時

平成27年2月5日（木）午後3時

(2) 意見交換事項 (テーマ)

若年層を対象とした家裁の役割等についての広報の在り方 (テーマ継続)

7 閉会

(別紙)

意見交換における発言要旨

(◎委員長, ○委員(委員長を除く。), △事務担当者, □オブザーバ)

◎「若年層を対象とした家裁の役割等についての広報の在り方」というテーマになっていますが、岡山家庭裁判所として取り組むべき広報について、自由に御意見をいただきたいと思えます。

まずは、席上に配布した資料について、事務担当者から説明します。

△席上に用意した資料は、全国の裁判所が広報行事としてどのようなことを行っているのかを裁判所のホームページ上からピックアップして、一般市民向けの広報と思われるもの、高校生向けと思われるもの、小中学生向けと思われるものと3分類にして、一覧表にまとめたものです。

○「若年層」というのは、小中学生というイメージでしょうか。

◎前回の委員会で、次回テーマを決める際、「小中学生を対象にした広報」という発言があったので、「若年層」という表現にしました。

○「小中学生を対象にした広報」について協議を行うということは、今現在、小中学生に向けての広報の取組について、何か問題点があるということなのではないでしょうか。

◎その点についても、皆さんから御意見をいただきたいと思っています。

○家裁委員会には、家庭裁判所を市民にとってもっと身近なものにするというテーマがあるのですから、その一環として広報を考えるべきだと思います。その方法として、成人を対象にした広報というより、小学生、中学生のうちから裁判所をよく知ってもらいきっかけとして、多くの裁判所が小中学生を対象にした広報に取り組んでいるのだらうと思います。

○小中学生を対象にした広報には、裁判所が怖いところという、そういう偏見を無くしていくという意味があると思います。また、中学生であれば、公民の授業で裁判所について学ぶ機会があるので、ただ教科書としての知識じゃなくて、実際にイメージを持ってもらう機会を与えるという意味もあると思います。それに対して、小学生を対象とすると、学校で裁判所のことを学んでいないかも知れないので、いきなり裁判所に連れてこられても、なんだかよく

分からないまま終わってしまうのではないかという点が心配です。

◎一覧表の小中学生向けの広報というのは、裁判員裁判を考慮した内容が含まれていると思われます。

○早いうちから裁判員裁判を認識してもらい、身近なものとして感じてもらうということですかね。

○他の裁判所で行っている小中学生向けの広報行事としては、ほとんどが模擬裁判のようですが、札幌では校外学習、家庭裁判所を知ってみようという内容の広報行事を行っているようですので、工夫次第で模擬裁判以外のこともやれるのだらうと思います。

家事事件に関しての偏見、例えば、親の離婚によって名字が変わったらいじめられるかもしれないので、それを理由に離婚を延ばすような人たちが実際に存在するという現実を考えると、子供だけでなく、小学校の先生にも、家庭裁判所のことを正しく理解してもらうような取組が必要ではないでしょうか。家庭裁判所の調停で話をするができることとか、養育費をお父さんが払ってくれなくなったら家庭裁判所へ行ったらいいとか、そういうことを小さい頃から知っておくことは必要だと思います。

○私が仕事をしている施設には、小、中学生がいるのですが、中心は中学生です。そのうち、約3分の1から半分ぐらいの生徒が中学校を卒業すると同時に社会に出ていきます。そこで、最近では施設を出る前の教育に力を入れています。授業の時間を使って、トラブルが起きたらどこに相談すればいいのか、例えばアパートの借り方とか、病気になったときにはどこに行けばよいかとか、アドバイスしてくれる人が周囲にいないという状況の子供たちが、社会に出てから困らないように、そういう試みを行っています。

裁判とか、司法については、教科書等で勉強することになっていますが、カリキュラム上、しっかり時間を取って説明することは難しいので、より身近に必要なことにテーマを絞って、出前講座、出前講義をしていただければ、子供たちにとっては非常にありがたいのではないかと思います。

また、当施設は、周りからの偏見の目で見られることが多いので、見学、視察をできるだけ受け入れるようにしております。年間1万人ぐらいは、外部から見学等にいられています。裁

判所も、見学者を積極的に受け入れて、説明していくという地道な努力を続けていくことが必要ではないかと思います。

○全国各地で行っている夏休みのイベントの中には、予算をかけない代わりに知恵を絞り、工夫をして、多くの参加者を確保しているところもあると思うので、そういうところをまねていくというのが、一番の近道なのだろうと思います。

◎広報に関しては、ほかの組織と連携して行うといったアイデアとかもあるのでしょうか。

○岡山県警や市役所とかが行う、プレスリリースも一つの手かなという気がします。統計のまとめなどを半期あるいは1年ごとに出して、マスコミに取り上げられるようにするというのも考えてみてはどうでしょうか。岡山県警などは定期的に交通事故や少年犯罪に関するプレスリリースを出しています。できるだけマスコミに取り上げられるように、こうした手法を用いて、新聞テレビ等メディアの露出を増やせば、それだけ一般市民が目にする機会が増えるでしょうから、そこを有効に活用すればいいと思います。

また、大学などでは、知名度を上げ、全国の学生、保護者に知ってもらうための取組として、どのようなものが考えられるか、報道関係者から知恵を出してもらうという会議を開いたりしているようです。そういう形で、外からの意見もどんどん収集し、活用できるところを活用するというのも一つの方法だと感じます。

先ほど学校への出前授業、出前講座という話が出ましたが、一方的に裁判所のほうが講義をするだけじゃなくて、例えば生徒とざっくばらんに意見交換をするような形で行ってみるとか、やり方を変えてみるのも一つの手だという気がします。

それから、子供向けの教材用のDVDを作るということも考えられるのではないのでしょうか。今、学校では、社会とか総合学習で職業教育が盛んだと聞いていますので、裁判所では、こういう人たちがこういう仕事をしていますよという内容で、子供でも分かるようなものを作って、これを見せれば、学校の授業の内容を理解する上での一助にはなるかなと考えています。

○先ほどから伺っていると、議論の焦点が、少ない予算の中でどうやって裁判所のことを子供に伝えるかという点にあるようですが、誰が、誰のために、何をするのかという視点が欠けているように思います。私は、このテーマが決まったとき、これから社会に出る子供たちに、将

来、困ったときには、めちゃめちゃに困る前に家裁に行ったらいいっていうことを伝えるべきだと思っていたので、これはいいテーマだなと思っていたのですが、さっきからの議論を聞いていて、誰のためにどうするのかという本質的なところが欠けているように思います。そういう意味では、先ほどの意見にあった、生きていく武器、術として、家裁の役割を伝えるというお話には、非常に大事な視点があったと思います。

◎武器として伝えておくべき内容としては、どのあたりが最重要ということになりますか。

○今、私たちが問題にすべきは、子供の貧困の問題です。貧困家庭に現在ある子供たちの親も貧困家庭に育っていたというように、貧困は連鎖しています。そういう子供たちは、社会教育が欠如するために、法律に助けを求めようという発想がありません。そこに切り込んでいくべきだと思います。

それから、出前講座の話が出ましたが、子供はとても優しいので、大人が一生懸命作ったものは、ふんふんと聞いてくれますが、欺瞞もよく見抜いていて、何だ、こんなもんと思っています。子供は、私たちが考えているよりよっぽど頭がいいし、鋭いので、大人は本気で向き合う必要があります。

○裁判所の見学を企画するというのであれば、それはそれでいいと思うのですが、誰に何をどう伝えるかというところをしっかりと考えていないと、この議論は進まないと思います。例えば、毎日の生活をするだけで一生懸命で、法律の知識を習得するまでの余裕がないというような家庭もあると思うので、そういう団体から糸口をつかむという方法もあると思います。

◎弁護士会も同じような観点で活動されているのですか。

○弁護士会は、ジュニアロースクールというイベントを行っていて、中学生、高校生を対象に、法律の話をしたり、法廷の見学をしたりしています。

中学生や高校生は、公民や現代社会などの教科があり、学校で法に関する知識とか役割などを学ぶ機会があるので、イベントへの声掛けはしやすいです。小学生を対象にするとなると、何をやればいいのか難しいところですが、裁判所に来てもらって、直接、いろいろ見てもらうという体験をすることが大切だと思います。

○検察庁では、数年前から検察広報官を置いて、広報官を中心に、広報活動として中高生を対

象に検察庁の労務などの説明会を行っています。メニューとして多いのは、取調室などの施設見学や模擬取調べの体験などです。ただし、小学生は対象にしていません。

そのほか、法務省で作成した検察庁の役割を説明する内容の広報用のDVDなどを見てもらったりもしています。

ほかの機関との連携という点については、保護観察所が同じ建物、庁舎に入っている関係で、保護観察官と一緒に業務説明をしたり、少年事件の関係ですが、少年院と鑑別所の職員とともに、刑事処分に関わる一連の業務について説明をすることもあります。

こうした説明会は、学校に対して、こういう行事を行っていますということを御紹介し、学校の方からの依頼に応じる形で、年に10回ぐらい実施しています。しかし、参加者がなかなか集まらず、費用対効果の面でどうかなと思えるようなものも中にはあります。

◎誰のために何を伝えていくかという問題は、なかなか難しいものですね。

○先ほど話が出た施設など、ニーズが高そうなところにターゲットを絞って、そういうところへ出かけていくとか、対象を絞ったほうが良いと思います。

○私は、子供関係で一応いろいろお手伝いをしているのですが、子供の健全な成長を願って活動しているNPO法人などの団体と提携をしていくということは、非常に意味があると思います。例えば、中学生対象にした出前講座をNPO法人に実施してもらい、集客や会場準備してもらって、その内容についてだけ、裁判所で担当するという形で行うことは十分可能だと思います。ただし、出前と一緒に、内容がまずかったら二度と頼んでもらえなくなることも考えられます。一番大事なのは、本気で取り組んで本気の内容を届けるということだと思います。

◎設定はお借りして、内容を出前で届けるというイメージですか。

○そういうことです。家のテーブルで食べる出前と一緒に、こちらから出前として、コンテンツを届けるということです。

例えば、中学校を出てすぐに社会に出る子供たちは、貯金も何もないので、アパートを借りることもできません。そのような子供たちを支援するNPOがありますので、そこに、これから社会に出ていく子供たちのために知識として身につけておきたいものという内容の講座を設定してもらい、そのカリキュラムの中の例えば3時間目とかのコマに入っていくということ

す。

そうすれば、裁判所は参加者を募集することも、会場費を負担することも必要ありません。ただし、先ほど申し上げたように、一度取ってまなかった出前は、次の注文はしてもらえなくなるように、提供した内容がまずいとなると、次がなくなるだけでなく、関係NPOにそのような噂も広がってしまうというマイナス面もあります。

◎おいしいものを届けられればいいけれど、失敗すると・・・。

○そうです。楽しい内容にするには、愛という調味料が必要です。

◎時間の方もなくなってきましたので、今回出た意見は、一回議事録にまとめて、それを見て、次回、引き続き協議を行うということでいかがでしょうか。

○このテーマで、皆さんの立場から、中学生あるいは中卒のまま社会に出ようとする人たち、高校へ行ったけど退学してしまった人たちのニーズを皆さんの立場で聞いてみるというのはどうでしょうか。中学生が何を考えているのか分からないという状態で議論をしても、なかなか深まらないのではないかと思います。

○皆さんのお話を伺っていると、子供たちにとって、今現在必要な知識を届けるという出前の話と、あとは子供たちが育って行って、例えば離婚とかそういう大人の問題に直面したときに、裁判所の敷居を低く来てもらえるようにするための広報の話と、時間軸の違うものが二つ入っているように思います。それで、今現在必要なものをお届けしようということだと、対象となる子供たちのニーズをしっかりと把握することが重要であると思います。

もう一つの、将来、裁判所を利用しなければならなくなったときのために、裁判所の敷居を低くするための広報の方も重要だと思いますが、その二つを追いかけるのは難しいのではないかと思います。ですから、そのどちらを追いかけるのか、的を絞った方がいいのではないのでしょうか。

○今必要なことと、大人になったらこういう知識があったらどん詰まりにならなくていいということと、子供にとってはどちらも必要だと思います。それは1時間目、2時間目という関係かもしれません。

○我々にとって家裁は身近ではないので、議論しながら問題点がわかるのだと思います。従っ

て最初からスポットを狭くすると意見が言いにくくなる。取りあえず前の委員が言われたようにいろいろなところに行ってニーズを調べてから議論したらいいと思う。

◎次回、全然違うテーマを協議するのではなく、この議論を更にもう少し進めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員ら了承)

◎それでは、このテーマは次回も続行して協議することにします。

○犯罪とか非行を抑止するということであれば、それへの対策から来るニーズもあるでしょうし、子供たちの権利を守るということであれば、そのためのニーズも当然あると思うんです。ですから、こういうところにニーズがあるということを発掘というか、出してもらって、その対策を考えるということですかね。

◎それでは、そういう進め方にしましょう。皆さん、それぞれで自分のできる範囲でニーズを発掘していただくということで、議題は続行することにします。